

伊那市最低制限価格制度試行要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、市が発注する建設工事及び測量等業務（建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務をいう。以下同じ。）の競争入札に最低制限価格を設けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象入札)

第2条 最低制限価格を設ける入札は、建設工事及び測量等業務に係る一般競争入札又は指名競争入札とする。ただし、市長が最低制限価格を設ける必要がないと認められたものは、この限りでない。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、入札価格が低い者から順に入札者数の10分の8までのものの平均入札金額に10分の9（測量等業務にあつては10分の8）を乗じて得た額（1円未満の端数がある時は、これを切り上げる。以下「平均制限価格」という。）とする。ただし、平均制限価格が当該予定価格に10分の8.5（測量等業務にあつては10分の7）を乗じて得た額（1円未満の端数がある時は、これを切り上げる。以下「予定制限価格」という。）に満たない場合にあつては、予定制限価格を最低制限価格とする。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者の数が5に満たないときは、予定制限価格を最低制限価格とする。

(入札者への周知)

第4条 市長は、最低制限価格を設ける場合には、次に掲げる事項を規則第105条に規定する入札の公告又は規則第116条第2項の指名競争入札通知書に明示するものとする。

(1) 政令第167条の10第2項の規定の適用があること。

(2) 最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は、落札者（一般競争入札（事後審査方式）の場合は、第1順位の落札候補者。以下同じ。）とならないこと。

(入札経過書への最低制限価格の記載)

第5条 第3条の規定により最低制限価格が算出されたときは、伊那市財務規則（平成18年伊那市規則第34号。以下「規則」という。）第115条の入札経過書に当該最低制限価格を記載するものとする。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を設けた入札の落札者は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をしたものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

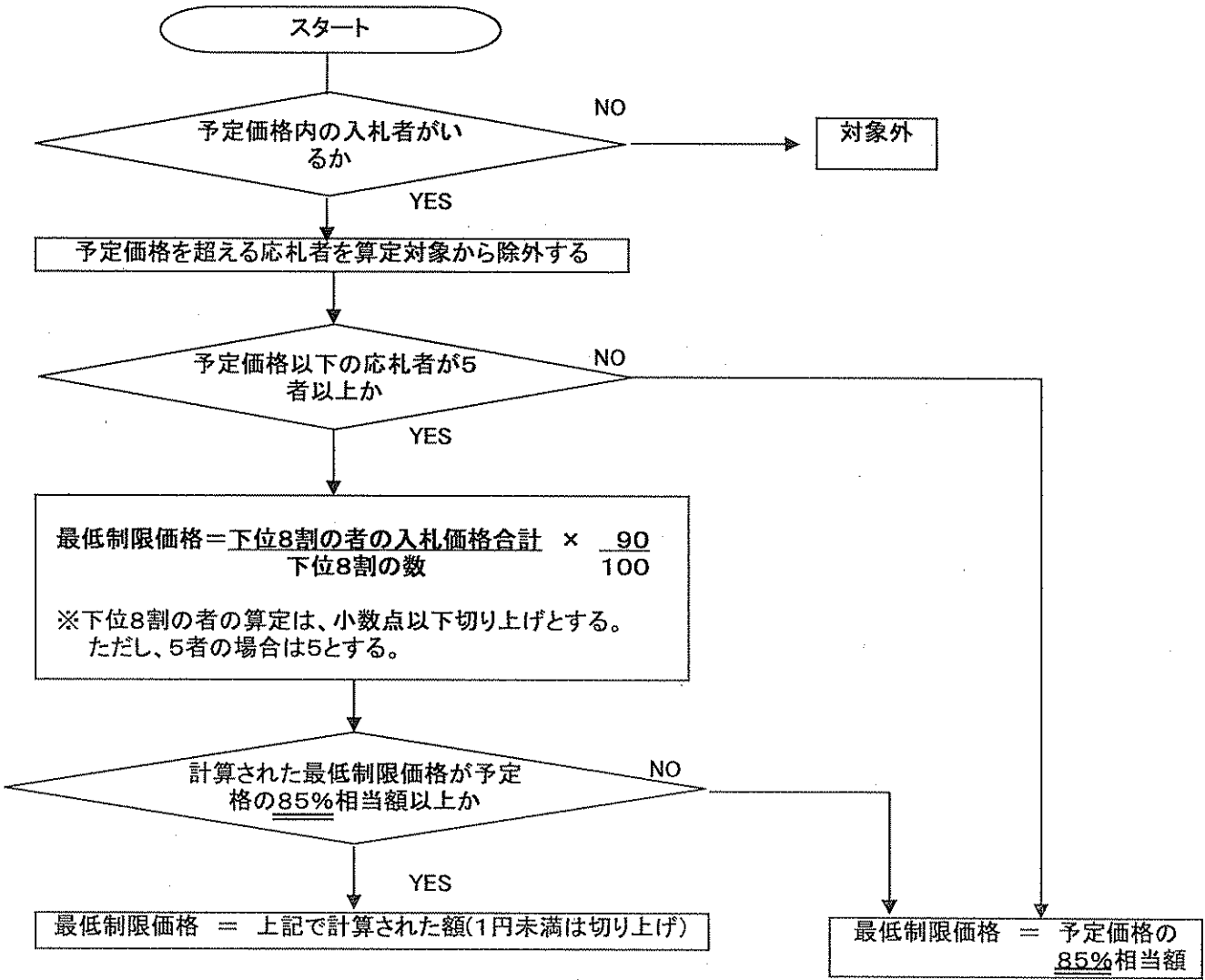
この告示は、平成21年2月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知を行う入札から適用する。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行し、改正後の伊那市最低制限価格制度試行要綱の規定は平成21年6月10日から適用する。

建設工事の「最低制限価格」の算定フロー

※原則全ての競争入札に適用します。



[算定例]

工事名	平成20年度 ○○ 工事
予定価格	35,200,000 (消費税抜き)

<入札経過> (単位:千円)

	入札者名	入札価格	入札率	
(失格) 1	A社	27,700	78.7%	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 予定価格の85%の価格 29,920 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 計算値と予定価格85%を比較 最低制限価格の決定 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 29,131.2 </div> <div style="text-align: right;"> 10者平均の90%の価格 29,920千円が最低制限価格となり、C社が落札候補者となる。 </div>
(失格) 2	B社	28,500	81.0%	
3	C社	30,800	87.5%	
4	D社	32,550	92.5%	
5	E社	33,670	95.7%	
6	F社	33,800	96.0%	
7	G社	33,950	96.4%	
8	H社	34,000	96.6%	
9	I社	34,350	97.6%	
10	J社	34,360	97.6%	
11	K社	34,380	97.7%	
12	L社	34,400	97.7%	

<工種別発注標準一覧表>

適用 平成21年7月1日～

土木一式工事

一般土木工事

区分	(万円)										市内業者数	
	100	200	300	500	1000	1500	2000	3000	4000	5000		～
A												16
B												10
C												10
D												3
E												15
F												1
												55

下水道工事

区分	(万円)										市内業者数	
	100	200	300	500	1000	1500	2000	3000	4000	5000		～
A												16
B												10
C												10
D												3
E												15
F												1
												55

水道施設工事

上水道本管工事

区分	(万円)										市内業者数	
	100	200	300	500	1000	1500	2000	3000	4000	5000		～
A												8
B												5
C												20
F												0
												33

舗装工事

舗装

区分	(万円)										市内業者数	
	100	200	300	500	1000	1500	2000	3000	4000	5000		～
A												9
B												3
C												9
F												0
												21

とび・土工・コンクリート工事

区分	(万円)										市内業者数	
	100	200	300	500	1000	1500	2000	3000	4000	5000		～
A												12
B												8
C												15
F												3
												38

建築一式工事

等級	(万円)										市内業者数	
	500	1000	2000	4000	5000	6000	7000	8000	9000	10000		～
A												8
B												6
C												8
D												5
E												5
F												0
												32

電気・電気通信工事

区分	(万円)										市内業者数	
	100	200	300	500	1000	1500	2000	3000	4000	5000		～
A												5
B												4
C												5
F												0
												14

その他工事

区分	(万円)										市内業者数	
	100	200	300	500	1000	1500	2000	3000	4000	5000		～
A												
B												
C												
F												